

滋賀食肉センターで使用する電気調達業務にかかる一般競争入札参加者の資格審査等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2および第167条の11第2項の規定[別記1]に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約において令和5年度における滋賀食肉センターの電気調達業務契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等について必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 競争入札に参加することができる者は、令和4年11月1日より次に掲げる要件をすべて満たしている者で、公益財団法人滋賀食肉公社の審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有したものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 都道府県税および消費税に未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により更生手続開始の申立てをされた者（同法第41条第1項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により再生手続開始の申立てをされた者（同法第174条第1項の規定により、再生計画認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 滋賀県内において安定した電気供給を行える事業所であること。
- (8) 令和2年2月1日以降より、電気事業契約の実績があること。
- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定[別記3]に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (10) 平成24年度に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。）第8条第1項の規定による勧告を受けていないこと。

（資格審査の申請）

第3条 前条の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（別紙様式1、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ただし、官公庁および公共団体等の発注機関が実施する競争入札参加資格審査を受け、有資格者として資格審査結果通知を受けた者においては、当該通知の写しを提出することによって、（3）から（6）号にかかる審査および提出書類については免除する。

- (1) 誓約書（別紙様式3）
- (2) 官公庁および公共団体等の発注機関が実施する競争入札参加資格審査を受け、有資格者として資格審査結果通知（有効期間内に限る。）を受けた者にあつてはその写し。
- (3) 法人にあつては、発行後3月以内の法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）またはその写し。
- (4) 都道府県税に未納がないことを証する納税証明書（県内に本店、営業所等を有する者にあつては知事が交付する納税証明書、県内に本店、営業所等を有しない者にあつては本店所在地の都道府県知事が交付する納税証明書。発行後3月以内のものに限る。）もしくはその写しまたはそれに代わるものとして知事が認める納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）もしくはその写し。
- (5) 消費税に未納がないことを証する納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）またはその写し。
- (6) 法人にあつては、役員一覧。（別紙様式4）
- (7) 過去2年間の電気事業契約実績（別紙様式6）
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2項の規定〔別記3〕による小売電気事業の許可を受け、それを証する書面の写し。

（資格審査書類の提出先）

第4条 資格審査に関する事項の申請書類提出先については以下のとおりとする。

機関名 公益財団法人滋賀食肉公社 総務課

郵便番号 523-0013

所在地 近江八幡市長光寺町1089番地4滋賀食肉センター2F

電話番号 0748-37-3917

(資格審査書類の提出期限)

第5条 令和5年2月8日(水)から令和5年3月8日(水)まで(土曜日および日曜日を除く)の9時から11時30分までおよび13時から16時30までとする。

2 契約日時までに当該資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときには、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(資格審査の結果通知等)

第6条 資格審査の結果は通知書により申請者へ通知するものとする。

(競争入札参加資格の有効期間)

第7条 前条の資格審査の結果に基づき競争入札に参加する資格を有すると決定した者(以下「有資格者」という。)について、有効期間は、資格を有すると認めた日から電気需給契約の締結までとする。

(資格の抹消)

第8条 有資格者が提出した申請書またはその添付書類に故意に虚偽の記載があったとき、第2条各号の要件を欠くに至ったときおよび有資格者が競争入札参加資格の抹消を申し出たときは、その資格を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格が取り消された者に通知するものとする。

(変更届)

第9条 有資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに競争入札参加資格審査申請内容変更届(別紙様式5、以下「変更届」という。)を提出するものとする。

- (1) 営業を休止し、または廃止したとき。
- (2) 経営規模を著しく変更したとき。
- (3) 商号または名称を変更したとき。
- (4) 本店または営業所等の所在地を変更したとき
- (5) 有資格者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を変更したとき。
- (6) 代理人を変更したとき。
- (7) 使用印鑑を変更したとき。

(変更に係る審査等)

第10条 前条の届出があったときは、速やかに当該届出事項を審査するものとする。

- 2 前項の審査の結果、必要があると認められるとき、または有資格者が資格を有しないと認められるときはその資格を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格の取り消された者に通知するものとする。

(資格の承継)

第11条 有資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次の各号に掲げるものはその承継する営業に係る競争入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人。
 - (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人。
 - (3) 法人が合併または分割をした場合における合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人。
 - (4) その他前3号に掲げる者に類すると認められる者。
- 2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を承継しようとする者は、変更届に前項各号に該当することを証する書類および第3条第1項各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。
 - 3 前条第1項および第2項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。
 - 4 前項において準用する前条第1項の規定による審査の結果を通知書により申請者に通知するものとする。

(参加の停止)

第12条 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年を超えない範囲内で期間を定めて競争入札に参加させないことができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 2 前項の場合において当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(申請書類に使用する言語)

第13条 申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

別記1

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

別記2

滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号

第195条の2 知事は、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第9条に規定する指定暴力団員を除く。）
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者（防止法第32条第1項第2号に該当する者を除く。）
- (4) 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第32条第1項第3号に該当する者を除く。）
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第32条第1項第4号に該当する者を除く。）

別記3

電気事業法（昭和39年法律第170号）

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 その他経済産業省令で定める事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成十四年六月七日法律第六十二号）

附則第十一条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）は、廃止する。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年六月七日法律第六十二号）

第五条 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、基準利用量（次条及び第七条の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第八条において同じ。）以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。

第八条 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを命ずることができる。